

令和 8 年度福島県介護職員等処遇改善加算 取得促進支援事業実施要領

1 目的

介護サービス事業所において、介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の新規取得やより上位区分の加算取得に必要な要件整備等のため、専門的知識を有する社会保険労務士等を介護サービス事業所又は運営法人（以下「事業所等」という。）へ派遣し、要件整備のための助言・指導を行うことにより、加算の取得を促進することを目的とする。

2 事業実施期間 令和 8 年 8 月 3 日 ～ 令和 9 年 3 月末日

3 対象事業所等

福島県内の事業所等のうち、以下の条件のいずれかに当てはまる事業所等で、現在、特定の社会保険労務士等から指導・助言等を受けていない事業所等とする。

- （１）処遇改善加算を未取得の事業所等で新規取得を目指す事業所等
- （２）処遇改善加算を取得しており、上位区分取得を目指す事業所等

4 指導・助言等の内容

- （１）令和 8 年度介護報酬改定により定められた介護職員等処遇改善加算の区分に応じた次の取組に関すること
 - ア 賃金体系等の整備及び研修の実施に関すること
 - イ 職場環境の改善（職場環境等要件）に関すること
 - ウ 資格や勤続年数などに応じた昇給の仕組みの整備に関すること
 - エ 職場環境の更なる改善や見える化に関すること
 - オ 生産性向上や協働化に関すること
 - カ その他介護職員等処遇改善加算の取得要件に関すること
- （２）その他加算の取得に必要な事項に関すること

5 指導・助言等の回数

1 事業所あたり原則 3 回までとし、1 回当たりの時間は 2 時間程度とする。

6 実施事業所数 10 事業所

7 募集期間 令和 8 年 8 月 3 日 ～ 令和 8 年 8 月 31 日

8 応募方法 別に定める募集案内のとおり

9 事業所等選定の条件

事業所等を選定する際の優先順位は下記のとおりとする。なお、同位の場合は所在地の均衡等を考慮して選定する。

- 第1位 処遇改善加算を取得しておらず、新規取得を目指す事業所等
- 第2位 処遇改善加算Ⅳを取得しており、上位区分を目指す事業所等
- 第3位 処遇改善加算Ⅲを取得しており、上位区分を目指す事業所等
- 第4位 処遇改善加算Ⅱイを取得しており、上位区分を目指す事業所等
- 第5位 処遇改善加算Ⅱロを取得しており、上位区分を目指す事業所等
- 第6位 処遇改善加算Ⅰイを取得しており、上位区分を目指す事業所等

10 事業者選定方法

福島県高齢福祉課で書類選考し、決定する。

11 事業の実施

当該事業の実施については、公益財団法人介護労働安定センターに委託するものとする。